

三豊市監査委員告示 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき工事監査（随時監査）を執行したので、その結果に関する報告、意見等を地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年9月3日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 三宅 静雄

令和3年度

工事監査（随時）結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 5 6 号
令和3年7月1日

三 豊 市 長 山 下 昭 史 様
三 豊 市 議 会 議 長 為 広 員 史 様

三豊市監査委員 片 桐 正 文
三豊市監査委員 三 宅 静 雄

令和3年度工事監査（随時）結果について

地方自治法第199条第5項の規定により工事監査（随時）を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり提出する。

第1 基準に準拠した旨

監査委員は、三豊市監査基準（令和2年三豊市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

工事監査（地方自治法第199条第5項の規定による監査）

第3 監査の対象

令和2年度に施工した建設工事のうち、建設部及び農政部の関係所管課施工の工事を監査対象とし、契約金額が1,000万円以上のものから5件を抽出した。

監査対象工事

No.	所管部課名	工事名	契約金額 (円)	請負業者	工期
1	建設部 建設港湾課	令和元年度栗島港地方 創生港整備推進交付金 事業 浮棧橋建設工事	110,816,200	(株)三宅工務店	令和元年12月9日 ～ 令和2年8月31日
2		令和元年度栗島港地方 創生港整備推進交付金 事業 浮棧橋据付工事	35,951,300	アイエン工業 (株)香川支店	令和2年3月12日 ～ 令和2年8月31日
③		令和2年度急傾斜地崩 壊対策事業 塩生地区 工事（法面工）	12,661,000	(株)三宅工務店	令和2年11月12日 ～ 令和3年1月27日
④		令和2年度急傾斜地崩 壊対策事業 塩生地区 工事	26,788,300	(株)三宅工務店	令和2年5月28日 ～ 令和3年2月25日
⑤	農政部 土地改良課	令和2年度市単独土地 改良事業 正本地区水 路改良工事	13,163,700	(株)横田産業	令和2年7月20日 ～ 令和3年1月14日

※ No.の○付数字は、現地調査の実施を表す。

第4 監査の着眼点

工事の設計、仕様、積算、契約、施工、監督が適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、検査が速やかに執行されているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

監査対象工事の所管課から、それぞれ該当書類の提出を求め、予め書類審査を実施し、

設計書から入札、契約、完成図書等までの説明を聴取した。また、現地調査においては、対象工事の中から抜粋し、竣工状況の確認等を行うため、関係職員等の立会いを求め、現地で説明を聴取した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期間 令和3年5月6日から令和3年5月31日まで

(1) 書類調査

- ア 日 程 令和3年5月26日(水) 午後1時10分～
- イ 実施場所 監査委員事務局

(2) 現地調査

- ア 日 程 令和3年5月31日(月) 午前9時30分～
- イ 実施場所 監査対象工事の現場

第7 監査の結果等

工事現場の施工状況については、設計図書に基づきおおむね良好に執行されていた。一方、工事請負の関係書類については、三豊市工事請負契約約款、三豊市建設工事執行規則等に沿った書類整備に一部課題を残すものがあり、監査委員の意見を付するものである。

監査執行過程において指導した軽易な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意していただきたい。今後とも、工事の施工にあたっては、法令等を遵守し、厳正かつ適切な執行に努めていただきたい。

【意見】

(1) 提出書類の確認について (共通)

受注者から提出された書類について、記入誤りや記入・押印漏れがある書類が散見された。また、工事打合簿、段階確認書は、発注者及び受注者が工事施工状況を確認し、記録しておく重要な書類である。工事日報と共に整合性を保った適切な記載であるかの確認をされたい。

提出書類の種類や量は膨大であるが、市の発注工事である以上、適切な施工であることを証明するためにも、所属部署において十分に確認し、不備な点については受注者に対して改善するよう指導していただきたい。